

信用取引の契約締結前交付書面 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p><b>信用取引とは</b></p> <p>○ 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類がありますが、当社では「制度信用取引」のみの取扱いとなります。</p> <p><b>信用取引の仕組みについて</b></p> <p>○ 制度信用取引とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等（※3）を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。</li> <li>・ 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用取引で買建ができる銘柄は、金融商品取引所が定めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。また、売建ができる銘柄は、制度信用銘柄のうち金融商品取引所が定めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。</li> <li>・ 制度信用取引の返済期限は最大で6カ月と決められており、6カ月を越えて制度信用取引を継続することはできません（※4）。なお、制度信用取引を継続することが適当でないと思われるときには、制度信用取引の返済期限（6カ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。</li> <li>・ 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※5）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご</li> </ul>	<p><b>信用取引とは</b></p> <p>○ 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。<u>この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。</u></p> <p><b>信用取引の仕組みについて</b></p> <p>○ 制度信用取引とは</p> <p style="text-align: right;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（現行どおり）</p>

現行	改正
<p>確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の事務管理費（以下、「管理費」といいます）をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度信用取引における貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることになりますが、品貸料は、その時々の株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※5）。そのため、場合によっては1日あたり1株1円を上回るような高額になることがあります。</li> <li>・ 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。</li> <li>・ 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下、「株式分割等」といいます）による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします（注）。例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。</li> </ul> <p>⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）</p> <p>株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付または買付の数量を増加し、建単価（約定値段）を減額します。</p> <p>⇒上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）</p> <p>金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の建単価（約定値段）より引き下げます。</p>	<p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>

現行	改正
<p>(注) 制度信用取引では、お客様が買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、</p> <p>①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合</p> <p>②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。</p> <p>・ 配当落調整額（以下、「配当金相当額」といいます）については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3カ月後）、配当金相当額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。その株式の権利確定日時時点で建玉を保有している場合に受け払いが発生しますので、特に売建株の場合は支払い義務が発生しますので注意が必要です。または配当金相当額は、源泉徴収税額相当分を控除した金額となります。</p> <p>・</p> <p>・ 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売建や、買建した銘柄の売却（売埋）・現引による返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>削 除</u> (現行どおり)</p> <p>・ <u>制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更したり、逆</u></p>

現行	改正
<p>・ 制度信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p><u>に一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更することはできません。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>○ 一般信用取引とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等(※3)を対象とし、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</li> <li>・ お客様が一般信用取引で買建ができる銘柄は、上場廃止基準に該当した銘柄以外の全銘柄、売建ができる銘柄は、当社が指定した銘柄となります。ただし、金融商品取引所や当社の判断等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。</li> <li>・ 返済期限は原則無期限となりますが、上場廃止等により決済期日が設定される場合があります。</li> <li>・ 一般信用取引における貸株料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります(※5)。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券等調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。また、別紙「手数料など諸費用について」に記載の管理費をいただきます。</li> <li>・ 一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。</li> <li>・ 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則と</li> </ul>

現行	改正
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>※3 信用取引では、東京金融商品取引所に上場している株券等が対象となります。また、対象銘柄であっても利用できないことがありますので、事前にご確認下さい。</p> <p>※4 信用取引では、売買した日の6カ月目の応当日（応当日が休日の場合は直前の営業日、応当日がない場合にはその月の末日）の前営業日までに決済（反対売買または現引・現渡）をする必要があります。お客様が、「応当日の前営業日」までに決済しなかった場合、当該建株は応当日以降に自動的に反対売買されます。また、反対売買が約定しない場合は、現引もしくは現渡されることがあります。</p> <p>※5 その額は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。</p> <p style="text-align: center;">手数料など諸費用について</p> <p>1. 委託手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引時の手数料が無料となる回数が毎月10回分付与（※1）されます。手数料が無料となる回数に残っている場合は、お客様にその都度、無手数料で取引を行うか、有料で取引を行うかご選択いただきます。</li> </ul>	<p>して、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建株について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。</li> <li>一般信用取引によって売買している株券等について株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。</li> </ul> <p>※3 信用取引では、<u>東京証券取引所</u>に上場している株券等が対象となります。また、対象銘柄であっても利用できないことがありますので、事前にご確認下さい。</p> <p>※4 <u>制度信用取引</u>では、売買した日の6カ月目の応当日（応当日が休日の場合は直前の営業日、応当日がない場合にはその月の末日）の前営業日までに決済（反対売買または現引・現渡）をする必要があります。お客様が、「応当日の前営業日」までに決済しなかった場合、当該建株は応当日以降に自動的に反対売買されます。また、反対売買が約定しない場合は、現引もしくは現渡されることがあります。</p> <p>（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">手数料など諸費用について</p> <p>1. 委託手数料 <u>（税込）</u></p> <p style="text-align: right;">（現行どおり）</p>

現行	改正						
<p>・ 手数料が無料となる回数が残っていない場合、または有料で取引を行うことをご選択いただいた場合は、以下の手数料が適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="244 240 963 387"> <thead> <tr> <th>約定代金</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円以下</td> <td>約定代金の 0.033%</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>一律 330 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 買建および売建の取引にかかる委託手数料は返済時の徴収となります。</p> <p>※1 無料となる回数は「信用取引によらない取引」と「信用取引」で合算して管理することとします。手数料が無料となる回数は、上記とは別に付与される場合があります。</p> <p>4. 品貸料（逆日歩）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品貸料とは、株券等の調達費用のことで、証券金融会社において株不足が生じ、不足した株券等を調達するために費用がかかった場合に発生します。</li> <li>品貸料は、売り方は支払い、買い方は受け取ります。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品貸料は 1 株あたり何銭という計算で行われ、日本証券金融会社のウェブサイトなどで数値を確認できます。</li> <li>品貸料の日数計算は、信用建取引の受渡日から決済時の受渡日の前日までとなり、日計り取引（※3）の場合、品貸料はかかりません。</li> <li>品貸料は、その時々の株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。そのため、場合によっては 1 日あたり 1 株 1 円を上回る高額になることもあります。</li> </ul> <p>5. 事務管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務管理費とは、お客様の建株に発生する諸権利の保全・残高管理等を行うための費用です。</li> <li>信用取引で買建または売建の取引が成立した日の 1 カ月の応当日を越えるごとに 1 株あたり税抜で 10 銭発生し、上限は 1,100 円で下限は 110 円（いずれも</li> </ul>	約定代金	手数料	100 万円以下	約定代金の 0.033%	100 万円超	一律 330 円	<p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>4. 品貸料（逆日歩）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>・ <u>一般信用取引では、品貸料は発生しません。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>5. 事務管理費</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>
約定代金	手数料						
100 万円以下	約定代金の 0.033%						
100 万円超	一律 330 円						

現行	改正
<p>税込) となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務管理費は建株の返済時の徴収となります。</li></ul> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>制度信用取引と一般信用取引の両方に建株がある場合、各々に事務管理費が発生します。</u></li></ul>